

津田秀夫著

封建經濟政策の展開と市場構造

酒井 一

本書は、津田氏の、幕府の油市場政策を通してみた大きな幕藩政策史である。各章を構成する既発表の論文も、一括して大冊のうちに収められるにいたって明らかに推敲のあとをよみとることができ

る。かかる大著の完成するまでの背景については、「あとがき」に詳しく示されているが、經濟政策史の成果がまとめられる前に、村方史料の博搜とその分析による諸業績が、ほかならぬ氏自身によつてなしとげられていることを忘れてはならない。同じ地域を研究する筆者も、文字通りたえず氏の後塵を拝し、摂河泉地方にあまねき氏の足跡に驚嘆しつづけてきた次第である。「国訃」をはじめて学界に紹介して畿内先進地域に特有な農民闘争の形態を明らかにされた

り、また農民層分解論にとつて必要な史料である「作付反別取調帳」を発掘されたりその功績は大きい。それらの上にくつかの研究が畿内地域を主題に展開されてきたのであるが、本書では、村方史料からの発想を「經濟政策」史におきかえようとしている。したがつ

て分析の目は、農民的なものに限定されていた従来の視野から解放され、政治担当者・幕吏の意図にまで拡大されることとなつた。この転換は、氏の関西から東京への移住とは切りはなしては考えられない。そこでは、権力者自身の史料「旧幕引継文書」の調査が可能となり、また加えて東京を中心に展開していた政策史的分析が氏に影響を与えたともうからである。

ここでは、主として本書の論点を整理し、幕藩制中期から末期にいたる幕政の動きを、油市場を通してみて行くことにする。

二

序章では、政治権力との関連で商品流通をとりあげる（つまり經濟政策史）理由を示している。すなわち幕藩制の全經濟過程が商品流通に端的に現われること、市場統制が幕藩封建機構をささえるために重要な問題になつていゝることなどである。一小地域を対象とした個別的な研究を克服し、燈油政策から油市場を歴史的に再構成しようとする意図が表面に打ち出されているが、その根底には、幕藩体制の段階的な変化の探究、そして窮極的には幕藩制の自己否定としての絶対主義化の方向をさぐり、従来の西南雄藩中心の明治維新論への批判がひそめられているのである。

最も統制の強かつた油は、その意味で、政策のあとを丹念に辿るには好個のテーマといえよう。

第一章では、問題の出発点を確定する意味で成立期の大坂油市場が示され、京口油問屋（元和二設置）、江戸口油問屋（元和三）、出油屋（延宝）といった三つの油問屋の組織と、油仲買の機能、権限

が示される。また以下の論述の主軸をなす大坂油市場の役割の三側面、(1)江戸への日用消費物資の供給地たること、(2)大坂が全国的な流通の拠点とするに充分な支えとなつてゐること、(3)大坂は江戸への供給地のみでなく、領国の売買市場であること、が指摘される。

第二章では、近世中期（ほぼ享保から宝暦にかけて）での流通機構をとりあげ、当時江戸油問屋の指導性なく、大坂からの送り油が集荷しがたく、大坂建の油相場による仕入荷物に依存する必要がある。かくて大坂建値による江戸支配がみられ始め、幕府による江戸下り油の特権化が問題になつてくる。大坂出油屋は荷受機関として独占化の方向をたどり、大坂周辺の在方油を掌握する。宝暦期には、灘目の水車油稼の抵抗を排して菜種の大坂買を強制し生産制限を行うに至る。しかしまだこの時点では、大坂登せ種物や油を問題にするだけで、必ずしも各地の絞油業や種物市場を抑圧しようとはしていない。

第三章は、絞油業の上で一つの画期をなす明和期をとりあげる。すなわち明和三年令では、大坂以外での營業的な絞油業を全面的に抑圧し、また絞草の大坂・灘への集中をはかつてゐる。このため従来から存在した堺、平野郷などはギルドの構成体の中に吸収され大坂へ屈服し、在方の油集荷機関も停止されてしまう。これに対しては、在方絞油業者は冥加銀上納を申出、在方農民もまた反対運動を展開する（但し明和三年五・六月の反対については従来の研究成果が生かされていない）。しかしこの性急な幕府の三年令はほどなく摂河泉の絞油業者の特殊性を公認せざるを得なくなり、明和七年の仕法改正へと転換する。

この「明和の仕法」は、京口油問屋日野屋庄左衛門が指導的な役割を果たして(1)大坂京口・江戸口問屋・出油屋の株認可とその独占確認、(2)大坂両種物絞油屋の株立てと種物買入独占、(3)摂河泉の在株設定（冥加銀上納）と大坂油市場への隷属、(4)油仲買の株主などが実施された。また油の在方での集荷機構が大坂資本のもとして七ヶ所認可され、生産力の高いと思われる灘目へも大坂資本の進出がみられてくる。それゆゑこの仕法の目標は、大坂周辺地域の絞油業の大坂油市場への隷属（包括化）であり、かくて江戸市場に対して大坂油市場が売買の「元方」として法制的に確立したのである。この方法は、いわゆる田沼時代の商業資本の特権化と冥加銀上納の動きの一環といえる。

氏は田沼については十分には論じておられないが、明和三年令と同七年仕法との断絶を説明するには、明和六年八月の田沼意次の老中就任を介在せしむべきであろう。

第四章では、寛政期から文政期にかけて灘目油稼を中心に、後に作成された詳細な統計を報告されている。このデータは、政策史以外の観点からも今後広く利用しうる貴重なものである。ここでは、綿実稼中心の最大の絞油業地域として灘目の、天明八年以降寛政期にかけての大坂からの独立化が示されている。まず西国十三ヶ国種物の大坂差廻停止と兵庫灘への廻着（實質的には量的に期待薄）、寛政三年に灘目水車兩組請負人の認可と江戸直接問屋設置（この年から文政五年まで江戸直積を行う）など一連の動きがある。これはすべて、氏はのべられていないが、寛政改革の商品流通であり、田沼の「明和仕法」との違いが明確によみとれる。改革過程での油の間

題は、後にのべる天保改革時のそれほどはつきりと位置づけられていないのは心残りである。

第五章は、前章と同時期の大阪資本・在方資本・農民の三勢力の対応関係がのべられている。ここにいたると、在方株のギルド化の方向がみられ、大阪資本は在方株の代弁的な役割を担つてくるが、両者の密着が行われ始める。しかし農民はまだ大阪資本への従属性をたちきるには至らず、矛盾を深めつつあつた時期である。

第六章は、文政段階の国訴がとりあげられる。氏の本領がかつて十分に發揮されたテーマである。文政六年の綿関係の国訴に付帶して、同年から翌七年にかけて種物直段下直・小売油高直を歎願する。この訴状では、農民の農業経営の再生産にまで立ち入つた文面をつらねている。小売油問題はその後ずつと天保三年令にまでひきつがれて行く性質のものであつた。文政段階の国訴の性格究明は、第十章との関連でのちにさらに深められる。

ここまでは、全体として前篇とも称すべきもので、一言に約すれば、大阪油市場中心の油統制が明和に完備し、それに対し在方の反対が展開するものといえよう。

三

第七章以下が、氏の論述の主眼点であり全頁の三分の二以上をこれに当てている。その意味で第一―第六章は、その後の主要な論点の前提とみるべきであろう。

第七章は、本書中最も長編で、化政期の橋原謙十郎による大阪油市場調査がとりあげられ、最も興味深い部分といえる。天保の仕法

改正にいたる幕吏の意見を十分にくみとることができるところである。橋原は、大阪油市場の数量的な把握を行い当時の社会経済の実態をみごとに掌握している。大坂からの江戸積廻し油は、大阪油市場総取扱量の四〇％にすぎず、五四％が京・大坂市中その他の諸地方に積出されている。また絞油量は、文化一四―文政九年では、大坂両種物絞油屋三三％、摂州灘目兩組水車絞油屋二五％、摂河泉在々・堺町人力水車絞油屋四一％で、大坂周辺が六六％の多きを占めている。明和三年令を思い出すと隔世の感がある。また大坂町奉行所へ入る油方冥加金は二四八兩三分銀四二貫八百目で、うち大坂周辺部が大體六割以上を占め、絞油量の比率とほぼ一致する。この冥加金と明和仕法による大坂の特権化とが対比され今後の問題となる。また灘目の江戸積から、菱垣廻船より樽廻船の有利性が考えられ、江戸・大坂間の全流通機構との抵觸が必至となつてくる（天保改革への伏線をなす）。

橋原の立場は、油方値段についても生産者価格を基準にして菜種相場から油相場を算定しようとしており、また明和仕法で手作手絞以外を禁じられていた西日本の絞油業に対して同情的である。非合法の各地の絞油業の存在や油売買を公認せんとし、日野屋庄左衛門を槍玉にあげて特権商人による明和仕法の否定を考えている。この意見は、文政一一年に大坂町奉行内藤隼人正の改革草案にくみこまれてくる。

ここで津田氏の論証に一言すれば、氏はたえず江戸日用消費品と大坂市場という観点から問題を立てていられる点である。これは幕吏の文言を忠実にさぐることから生じた当然の帰結といえるだろう。

たがもう一步ふみこんで考える必要があるのではないか。たとえば日野屋（京口問屋）が明和仕法の立役者と目されながら、京口油問屋自身は大坂・西日本が主として供給して自ら明和原則『江戸への市場ルート』を逸脱するのはなぜか。この点理由は示されていない（口銭利益のみから云々できない）。むしろ明和仕法が、大坂およびその周辺の絞油業集中と西日本の種物生産といった分業体制の成立をめざした点を忘れられてはいないか。日野の行動はこの分業に基く流通市場に便乗したものと、いえないだろうか。

幕府による新旧二つの江戸油問屋系統の設置も、寛政以後進出してきた勘定所御用達による市場支配の計画も橋原は反対、修正させているが、彼は特権商人の進出を極力排斥しようとしているのである。

第八章は、天保三年の油方仕法改正という画期を論じている。これは橋原らの意見が大きくとり入れられている。(1)兵庫・堺両種物問屋設置—大坂種物市場の機能分散、江戸「元方」化の基本線確立、(2)従来の三つの油問屋系列を一本化し、江戸・大坂に油寄せ所を設置する（江戸・靈岸島の方は天保八年廃止、大坂内本町のは天保一二年の株仲間解散まで残る）。また油仲買の権限を制限する。(3)播磨絞油業を株立てし、摂河泉播一円の政策とする—在々への掌握の拡大、(4)江戸・大坂へ差出した残りの油は、直小売許可、(5)冥加銀免除、(6)領国での「勝手次第油稼」など。これを要するに、大坂油市場の機能を制限しつつ、その周辺の絞油業地帯を江戸油市場に直結しようとするものであり、江戸市場中心主義にきりかえてきたものである。かくて江戸地廻経済圏の育成がいそがれることになる。と

同時に、忘れてはならないことは、第七章に指摘のあつた西日本種物⇩大坂・およびその周辺の絞油との分業が、領国の自立化によつてたちきられ始めていることである。勿論津田氏のいうように、大坂を除いては領国の自立化はまだ不可能の段階であるが、幕府自身も、京都油市場を山城からの供給によらせ大坂と遮断するなど、幕府自らも領国化を指向しはじめたようである。しかしこの領国化は、江戸という最大の消費市場をもつ点に一つの難点があつた筈である。幕府の江戸中心主義への転換もこの視角から考えてみるのも一策であらう。

第九章は、靈岸島の油寄せのあえなく廃止にいたる経過と、江戸地廻油（胡麻油・荏油中心）と下り油（水油中心）の相違、さらには下り油の江戸地廻油への逆拡大（商品生産と関係）が示される。畿内と関東との農業生産力の格差がよみとれる。そしてかくまでも江戸地廻経済圏を育成せざるをえない幕府の苦悩がみられよう。天保六年の本所御手続所の設置や同一二年の石川島寄場絞油所もそのはかないあがきにしかすぎない。

第十章は、天保改革における株仲間の解散と嘉永の再興を中心のべている。とくに天保改革が江戸十組問屋の解散から着手した点、文政期の橋原の調査からの論理的な発展としてきわめて説得的にとかれていて、きわめて興味深い。とくに天保三年令が大坂町奉行所への冥加金約二五〇兩余をすてえたのは、文化六年からとりはじめた江戸十組問屋六五組からの一〇、二〇〇兩の冥加金があつたからこそであるが（この江戸、大坂間の商業資本対策のちがいは、両地域の生産力格差の表現であらう）、天保改革以降ではこれもき

りすてしまつてゐる。解散は、素人売買を抑えようとする点からみて株の伝統を全くのりこえたとはいえないが、特権的株への擁護はきりすてたといえる。そして幕府は新しい経済的な政策による商品流通掌握をめざすことになる。嘉永の再興は、解散以前への単なる回帰ではなく、冥加金をあきらめた幕府は間屋資本を過ぎずに直接に市場独占を考えている。ここでは天保三年令との一貫性もあるが、同時に絶対主義的な展望がはらまれてくるのである。

第十一章は、安政・慶応段階の国訴が論じられている。嘉永七年の繰綿・実綿の国訴が在方のギルド化した綿屋仲間の市中独占をはねのけたのに対し、一方安政二年の菜種・油国訴は、大坂町奉行与力内山彦次郎との交渉で一つの限界につき当つてゐる。内山の考え方は、町奉行阿部遠江守と近く、明和仕法への復古法的なものである。その意味で内藤・橋原ラインとのちがいがあつた。

慶応の国訴については、油方・農民の申分が詳細に説明され、とくに御用油を楯にして絞草を買いたたいていた絞油屋の仮面がはがれており、農民管理による御用油引受とか幾多の論点が展開してゐる。

第二章は、前章での農民勢力を背景に、幕府の開国後の経済變動にもなう絶対主義的政策がのべられる。五品江戸廻送令(万延一)、諸藩の専売制の上に立つ統一市場をつくらうとする直営物産会所(安政二)、二つの直営絞油所、国益立法掛による産物会所(文久一)等々。これらは結局西南雄藩の二番煎じにすぎないようで、いずれも失敗しているが、氏はあえて、ここから、終章にうかがえるような「絶対主義への体制転換」をみ、「初期の維新政権の絶対

主義的規制の原型を幕末で幕府の側で採用されている点を見出し

四

老大な氏の論著を、ラフな形でしか紹介できなかつたのは申訳ない次第である。ここにのべられている論点はあまりにも多岐にわた

り、紹介者の非才をもつてしては十分に消化することは不可能である。ただ嬉鰯の斧として若干の感想をしるして責をふさぐことにする。

個々の事実の評価については今立入る余裕がないので、大まかと思いつきを記してみると、氏は全体として老大な史料を駆使され、その結果政策担当幕吏の意向は克明に復原されている。そして一つの動きに対する評価も、氏の言葉ではなく幕吏のそれで語られてゐる。この点幕吏の主観的意図を客観的に再編成することが必要なものではなからうか。勿論氏のオリジナルな見解は数多くみられるが、たとえば幕吏が江戸の日用品市場を中心にたえず立論して行くのに対し、資本主義的諸関係の面からみれば、また違つた評価もでてくるのではないか。市場政策と現実の市場との二面がそろわなければ当時の幕藩制は再現しえないのではなからうか。

また橋原の調査に始まる幕末期の諸政策にも、その都度一貫性とならんでいくつかの断絶がある。先に内藤・橋原ラインとか阿部・内山ラインとかいつたのは、それらが幕吏のちがつた路線を示しているからであり、氏もそれを認めておられるが、政策担当者の政権の場での勢力を明らかにすれば、諸改革の中でこれらの人物を通し

てさらに油政策が生きてくるのではなからうか。

また、幕末期についていえば、天保三年令と天保改革とでは、連続する面と非連続の面の二面がある。本書では前者に中心をおいているが、後者の面も忘れることはできない。なぜなら、そこに絶対主義への傾斜を論証する手がかりが潜んでいるように思われるからである。

このような大魚を得てわれわれの食慾はさらに旺盛になる。氏の準備されるという第二部において、在方の商品生産がとりあげられ、本書には示されなかつた労働過程の分析が加えられ、体系のさらにまとまることを祈つてやまない。絞油業を云々されながら、その労働形態については、僅かに幕末の二百人の労働力をつかう人足寄場絞油所を集合マニファクチュアと規定したり、播磨からの摂河泉への絞油労働者を「見習」と規定したりされるだけであるが、これらの性格規定が、本書の数量的な把握の上に立てられたらと思う。いずれもないものねだりにすぎないであろう。蕪雜な紹介しかなしえなかつた非礼を、著者に心からおわびしたい。(A5判 四六七頁一九六一年一〇月御茶の水書房刊定価一、二〇〇円)

塚本善隆著

魏書釈老志の研究

礪波護

塚本善隆氏が昨年二月に京都大学人文科学研究所を定年退官されるに際しては、B5版一〇七〇頁の大冊「塚本博士頌寿記念仏教史学論集」が友人門下の諸氏によつて献呈されたが、これと対をなす塚本氏自身の著書として出版されたのがこの「魏書釈老志の研究」である。この書を中心をなすのは、第二篇の魏書釈老志訳註であり、その前後に解説篇・附篇が設けられ、既発表の論文に一部補訂したものが配せられていて、その構成は

- 第一 解説篇(東方学報京都第三十七号に「魏収と仏教」と題す) 一〇七一頁
- 第二 訳註篇(新稿) 七二〜三五六頁
- 第三 附篇

- 一 北周の廢仏(東方学報京都第十六・十八号、第七・八章は新稿) 三五九〜五一八頁
- 二 北周の宗教廢毀政策の崩壊(仏教史学創刊号) 五一九〜五四四頁

となつてゐる。